

平成 2 2 年度（第 1 回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成 2 2 年 4 月 1 2 日（月）

第1回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成22年4月12日(月)午前9時30分～

場 所 串本町文化センター2F A・B会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

議案第1号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について

議案第2号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

その他 「農業委員会の適正な事務実施について」他

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 清野房松	7番 小山松壽	8番 小山喜行
9番 坂田莞爾	10番 阪田洋好	11番 地當博巳	12番 芝崎憲年
13番 杉本正幸	14番 鈴木利朗	15番 竹田敏明	16番 角 是明
17番 中峰 聖	18番 西多計司	20番 東地寧司	21番 平崎茂樹
22番 中村省一			

欠席者

19番 西 豊

出席した職員

沖・谷岡・石坪

議長 皆さん、おはようございます。本日は会場の都合で午前中の開催となりました。よろしく申し上げます。未だ1名見えていませんが、定刻になりましたので、始めていきたいと思えます。ただ今から、平成22年度の第1回串本町農業委員会定例会を開催いたします。本日の欠席届けはございません。署名委員は、6番清野委員、7番小山委員にお願いをいたします。よろしく申し上げます。本日の議案は5件を予定しています。議案に入る前に訂正があります。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請については、内容に誤りがありましたので差し替えをお願いします。それでは、早速ですが議案に入っていきます。議案第1号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 議案第1号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書について。
(議案書に従い朗読。)

議長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

西多委員 18番。

議長 18番、西委員。

西多委員 (担当委員の現地調査説明等。)

議長 ありがとうございました。ただ今の事務局からの提案理由並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ありませんか。ございませんか。

なしの声。

議長 なしと認めます。みなさんにお諮りいたします。本案を原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしと認めます。従って本件は承認されました。
次にまいります。議案第2号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針に

よる利用権の設定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について。
(議案書に従い朗読。)

議長 ありがとうございます。それでは、現地調査報告をお願いします。

竹田委員 15番、竹田です。

議長 15番、竹田委員。

竹田委員 (担当委員の現地調査説明等。)

議長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑が無いようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしと認めます。従って本案は可決されました。それでは、次にまいります。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。
(議案書に従い朗読。)

議長 はい、続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

中峰委員 17番。

議長 17番、中峰委員。

中 峰 委 員 （担当委員の現地調査説明等。）

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明並びに現地調査報告
に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 無いようですので、質疑を打ち切ります。みなさんにお諮りいたします。
本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。従って本案は可決されました。それでは、次にま
いります。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題と致します。先ほどの差し替え訂正があった分ですので、そちらのほう
でよろしくをお願いします。事務局趣旨説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。
（議案書に従い朗読。）

議 長 はい、それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

竹 田 委 員 15番、竹田です。

議 長 15番、竹田委員。

竹 田 委 員 （担当委員の現地調査説明等。）

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明並びに現地調査報告
に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしと認めます。みなさんにお諮りいたします。本件について原案
どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。従って本案は承認されました。それでは、次にまいります。議案第5号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局趣旨説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について。

(議案書に従い朗読。)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

杉 本 委 員 13番、杉本です。

議 長 13番、杉本委員。

杉 本 委 員 (担当委員の現地調査説明等。)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 なしと認めます。みなさんにお諮りいたします。本件について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしと認めます。異議なしの声多数により、本案は承認されました。以上をもって本日の予定されている案件は全て終わりました。それでは、その他にまいります。事務局をお願いします。

事 務 局 ちょっと厚めの21,22という付箋のついた書類、「農業委員会の適正な事務実施について」というのから説明させていただきます。昨年、農林水産省の農地改革プランが発表され、農業委員会の役割が重要視され、農業委員会には適正な事務を行ってくださいと通知がきています。昨年の5月

第2回定例会で同じように活動計画について諮りました。その評価と22年度の活動の案の素案ということです。今年度も同じようにしていきます。一枚目のフロー図を見てください。平成22年3月末までに、21年度の点検評価の素案と平成22年度の活動計画の素案を事務局の方で作成しました。それが、後ろについています。平成22年4月、農業委員会で素案の承認。それが本日になります。素案の承認を経て、30日以上この素案をホームページにて公表して農業者からの意見を聴取します。その後もう一度、6月の定例会で案の承認を経て、県、国へ報告します。次めくって下さい。これは昨年5月に承認を得ました目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案です。1、法令事務に関する点検について、総会等の開催日の周知状況については、毎月告示していますので、周知しています。総会等が公開である旨の周知状況については、特にしていません。次に総会等の議事録の作成については、作成していて、内容は詳細なものを作成しています。閲覧についてもしています。次ページ、事務に関する点検ということで、農地の権利移動の許可件数ということで、昨年14件ありました。事実関係の確認は、地区担当委員、会長及び副会長及び事務局により調査確認を行っている。総会等での審議は、事務局及び担当委員が説明後全体で審議。審議結果等の公表については、今年度からホームページに掲載する予定になっています。次の農地転用に関する事務についてですが、処理件数は18件、点検項目は上記と同じです。次ページの遊休農地に対する指導等と農業生産法人からの報告への対応はなかったので空白です。次の地域の農業者等からの意見等もありませんでした。続きまして、促進事務に関する評価ですが、認定農業者の目標は1経営で、昨年認定農業者が、転入してきましたので、実績が1経営となっています。担い手への利用集積と耕作放棄地の解消は、利用権の設定した農地の実績を上げています。目標が0.7haに対し、実績が0.8haです。違反転用への適正な対応については、違反転用の事例はありませんでした。農地パトロールについては、各自担当地区のパトロールをしていただいていると思いますのでこのようにしています。農地情報の整備と共有化については、農地基本台帳システムを導入し、税のシステムとつながっていますので、毎年更新されています。以上が21年度の点検・評価の素案の内容です。次は22年度の目標及びその達成に向けた活動計画の素案です。促進事務について、認定農業者については、今年度も1経営目標といたしました。担い手への農地の利用集積及び耕作放棄地の解消については、0.7haとしました。違反転用への適正な対応については、違反転用させないように、パトロールを行い、農地制度の広報を行うようにするとしました。農地パトロールにつ

いては、今年度も行いたいと思います。農地の情報の整備と共有化についてもこのようにしました。以上が22年度の目標及び達成に向けた活動計画の素案です。以上です。

議長 はい、ただ今事務局の方から、21年度の取りまとめと22年度の活動案について、説明がありました。このことについて質疑ありましたら伺いますが、何かございませんか。21番平崎委員。

平崎委員 農地の耕作放棄地は年々増えていると思われませんが、そういう実態をつかめているんですかね。放棄地の解消は出てくるけど、実態は増えているんですかね。

議長 事務局。

事務局 これは、耕作放棄地は年々増えてきているので、解消するにはどうすればいいかという目標になっています。実態は省いています。全国的な傾向として、耕作放棄地は増えていますので、串本町も高齢化が進み、不在村農家が増えているので、放棄地は増えていると思います。

平崎委員 放棄地の解消だけでなく、実態の把握を重要だと思います。

議長 何か質問ございませんか。本件については、先ほど事務局の方から説明がありましたフロー図にありますように、6月の定例会で承認していただくこととなりますので、それまでに、何か気付いたことがありましたら、事務局に連絡して下さい。他にないようですので本件についてはこれにて終了します。

(役場の新体制等説明)

議長 来月、日にちは未定ですが、約1時間位、農地法改正についての研修会を予定しています。皆さん参加して下さい。他にございませんか、無いようですので本日の定例会はこれで閉会します。

10時05分 定例会終了。